地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中

都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について

ベースアップ評価料に係る施設基準及びその届出に関する手続きについては、「特掲診療料の施設 基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号厚生労 働省保険局医療課長通知)及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いに ついて」(令和6年3月5日保医発0305第7号厚生労働省保険局医療課長通知)により、その取扱い をお示ししてきたところであるが、今般、ベースアップ評価料に係る施設基準の届出の作成に一定程 度時間を要すること等を踏まえ、保険医療機関及び訪問看護ステーションからのベースアップ評価料 に係る施設基準の届出については、下記の取扱いとすることから、貴管下の保険医療機関及び訪問看 護ステーション並びに審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を 願いたい。

記

令和6年6月1日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」及び「訪問看護ベースアップ評価料 (I)」の施設基準の届出については、令和6年6月21日までに届出を受理した場合については、同月1日から算定する。

なお、令和6年6月1日からの算定に係る「外来・在宅ベースアップ評価料 (II)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II)」、「入院ベースアップ評価料」及び「訪問看護ベースアップ評価料 (II)」の施設基準の届出については、令和6年6月3日までに届出を受理した場合には、同月1日から算定する。

(参考) 令和6年6月1日からの算定に係る施設基準の届出について

1	②以外の施設基準に係る届出	令和6年6月3日までに届出
2	「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」、 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び 「訪問看護ベースアップ評価料(I)」 に係る施設基準の届出	令和6年6月21日までに届出